

役員を選出について

規約第6条の規定により、役員を選出いたしたい。

選出される役員は、次のとおりである。

- | | | |
|---|-----|-------|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 2 名以内 |
| 3 | 監 事 | 2 名 |